

復興大臣

土屋 品子 様

要 望 書

令和6年8月2日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

南相馬市議会議長 平田 武

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から13年4か月が経過し、この間、当市では総力を挙げて、この未曾有の災害からの復旧・復興に向け、取り組んできました。

その結果、インフラの復旧や居住環境等の整備は概ね完了し、働く場の確保や子育て環境の充実等の取組について、一定の成果が見られるようになりました。

しかし、当市には、未だに多くの課題が山積しています。小高区では、震災前と比較し、生産年齢人口が約8割、将来を支える年少人口に至っては約9割が減少しました。また、当該地域の主要農産物である水稲については、震災前の作付け面積のうち約6割が未耕作の状況です。加えて、原発事故に起因する急激な人口減少により、当市が存続していくための新たな課題に直面しています。

こうした中、令和6年3月19日に『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、原子力災害被災地域においては、『第2期復興・創生期間』以降も引き続き国が前面に立って取り組むこと、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応することとしております。

このことから、『第2期復興・創生期間』後においても、被災地の復興が停滞することのないよう、新たな課題への対応も含め、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

1 『第2期復興・創生期間』後の復興の体制及び財源の確保について

第2期復興・創生期間後においても切れ目なく、安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な組織体制の継続、現行と同様の枠組による継続的かつ安定的な財源の確保、復興の状況に応じた柔軟な支援制度の創設を図るとともに、今後、新たに顕在化する課題に対して、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

2 企業誘致等における支援制度の継続について

震災と原発事故により失われた当市の産業において、工場等の新増設を支援し企業立地を促進することにより「働く場」を確保することで、雇用の創出及び産業集積やなりわいの再建を図り、自立・帰還等を加速させるための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」、「被災事業者自立支援事業費補助金」、さらに新産業の創出やスタートアップ企業の支援に資する「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」については、『第2期復興・創生期間』後も制度の存続とともに、同様の支援内容を継続すること。

3 農業に係る復興支援の継続について

震災及び原発事故以降、当市では農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

このことから、復興の枠組みにおいて、畦畔除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援や、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

さらに、原子力被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの推進を図るとともに、事業構築に当たっての財政支援を行うこと。

4 福島イノベーション・コースト構想の推進について

当市では、自立的・持続的な産業発展の実現を目指す福島イノベーション・コースト構想の下、産学官連携により、地元企業による新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組みを進めている。

ロボット・ドローン、航空宇宙など重点6分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、広域的なネットワーク構築に向けた各種支援策を講ずること。新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を浜通り地域に一層呼び込むため「インキュベーション施設の整備」や「スタートアップ支援の拡充」に取り組む自治体に対して財政支援を行うこと。

また、地域教育水準の向上とグローバルな人材の育成、新たな農業の担い手育成など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域人材の育成に係る取組みへの支援策を講ずること。

5 復興のステージに応じた新たな課題対応への支援について

当市では、全市を挙げて、これまで住民帰還や移住・定住の促進等により震災前の暮らしを取り戻す努力を絶え間なく続けてきたが、特に年少人口や生産年齢人口の回復は依然として厳しい状況にある。

このため、これらの取組を継続する一方で、急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、現在、地域コミュニティの維持や教育施設（小学校、給食センター等）の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られている。

このことから、当市の復旧・復興状況に応じた行政サービスや公共施設の再構築など、より良い地域の再生のための取組へ財政支援を行うこと。

また、当市では二次救急医療機関が4病院あるものの、震災以降、医師・看護師など、慢性的な医療従事者の不足により、実質的には2病院のみの対応に頼らざるを得ない状況にあり、未だに震災前の医療提供体制の回復まで至っていない。

さらに、原子力事故による医師数の減少や医師の高齢化に伴い、夜間における一次救急医療体制確保が困難であり、その結果、夜間における二次救急医療機関への負担が増大している。

このこととから、夜間における二次救急医療機関への負担軽減を図るとともに、より強固な一次救急医療体制を確立するため、一次救急医療施設の再構築とともに、継続的な運営に関する財政支援など、新たな支援制度を創設すること。